

第 29 号議案

豊川市国民健康保険条例の一部改正について

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 21 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊川市国民健康保険条例（昭和 36 年豊川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第 7 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48万 8 千円</u> を支給する。 ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。 2 (略)	(出産育児一時金) 第 7 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万 8 千円</u> を支給する。 ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。 2 (略)

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市国民健康保険条例第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、健康保険法施行令の一部改正を踏まえ、出産育児一時金の額を引き上げる必要があるからである。